

地方公共団体の総合的な財政分析に 関する調査研究会報告書

－「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」－

平成13年3月

総 務 省

はしがき

「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」は、地方公共団体の財政状況を総合的かつ長期的に把握するための手法について調査及び検討することを目的として、平成11年6月に発足した。

当研究会では、昨年度9回にわたり研究会を開催し、バランスシートの具体的な作成手法について調査研究を行うとともに類似団体別市町村財政指数表の類型設定基準の有効性について検証を試み、昨年3月に報告書を取りまとめた。

地方公共団体においては、この作成手法を取り入れ、既にバランスシートを作成した団体も多く、このほか作成に向けて検討を行っている団体も見受けられる。さらに、対象とする会計の範囲を普通会計以外にも広げて作成したり、行政コスト計算書の作成に取り組む地方公共団体も出てきている。

このような状況の中で地方公共団体からは行政コスト計算書や各地方公共団体全体のバランスシートの作成に当たっての統一的な考え方や基準についてどのように考えるかについての照会も寄せられるようになってきた。

このため、当研究会では、今年度8回にわたり研究会を開催し、「行政コスト計算書」や「各地方公共団体全体のバランスシート」の具体的な作成手法について調査研究を進め、このたび報告書を取りまとめることとした。

当研究会では2年度にわたり、検討を進めてきたが、バランスシートや行政コスト計算書が長い地方公共団体の財務に関する歴史の中であまり馴染みのないものであることから、まずはこの新しい手法を、できるだけ多くの地方公共団体で取り組むことができるようにすることに重きを置いて検討を行った。そのため、細部を捨象したり、推計値を用いたりせざるを得なかった。

したがって、この報告書はあくまでも現時点における「試案」というべきものであり、今後、地方公共団体の関係者や学界をはじめ各方面からの御意見をいただきながら、逐次さらなる改善を図っていくことが必要であると考えている。

地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会委員

座長 委員	今井勝人	(武蔵大学経済学部教授)	
	安宅敬祐	(岡山大学法学部教授)	
	碓井光明	(東京大学法学部教授)	
	大木壮一	(朝日監査法人代表社員)	
	大塚成男	(千葉大学法経学部助教授)	
	岡部博	(横浜銀行公務部長)	[H12.6~]
	清原慶子	(東京工科大学メディア学部教授)	
	栗原脩	(みずほ証券(株)常務執行役員)	
	須賀清光	(越谷・松伏水道企業団企業長)	
	成田浩	(東京都財務局主計部長)	[H11.7~]
	細目正璋	(神戸市行財政局長)	[H12.6~]
	美添泰人	(青山学院大学経済学部教授)	
	渡辺淑夫	(いわき市助役)	(以上五十音順)
	瀧野欣彌	(総務省大臣官房審議官)	[H11.9~H12.3, H13.1~]
	伊藤祐一郎	(総務省大臣官房審議官)	[H12.5~]
久元喜造	(総務省自治財政局財務調査課長)	[H13.2~]	
前委員	近谷衛一	(神戸市理財局長)	[~H12.5]
	鈴木良一	(東京都財務局主計部長)	[H11.6]
	西形幸乘	(横浜銀行公務部長)	[~H12.5] (以上五十音順)
	石井隆一	(自治大臣官房審議官)	[~H11.8]
	松浦正敬	(自治大臣官房審議官)	[~H12.5]
	北里敏明	(自治大臣官房審議官)	[H12.4~H13.1]
	佐野忠史	(自治省財政局指導課長)	[~H12.10]
	内貴滋	(総務省自治財政局財務調査課長)	[H12.11~H13.1]

※ [] は委員として参加した期間

目 次

第 1 はじめに -----	1
第 2 行政コスト計算書 -----	2
1 意義 -----	2
2 検討の概要 -----	3
3 具体的な作成手法 -----	10
4 行政コスト計算書の活用方法 -----	13
第 3 各地方公共団体全体のバランスシート -----	15
1 意義 -----	15
2 検討の概要 -----	15
3 具体的な作成手法 -----	19
第 4 前回報告書（平成 1 2 年 3 月発表）の改善点 -----	20
1 意義 -----	20
2 検討の概要 -----	20
 (別 添) 参考資料	
行政コスト計算書の作成方法について -----	27
I 行政コスト計算書の作成要領 -----	27
II 様式 -----	33
 各地方公共団体全体のバランスシートの作成方法について -----	34
I 各地方公共団体全体のバランスシートの作成要領 -----	34
II 様式 -----	41
 バランスシートの作成方法について（前回報告書の改善点） -----	42
I バランスシートの作成要領 -----	43
II 計算補助表の作成要領 -----	48
III 付属書類の作成要領 -----	52
IV 様式 -----	53

報 告 書

－「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」－

第 1 はじめに

本研究会は、小規模な地方公共団体でも比較的容易に取り組むことが可能になるバランスシートの作成手法について調査研究を行い、昨年3月に報告書を取りまとめた。

地方公共団体においては、この作成手法を取り入れ、既にバランスシートを作成した団体も多く、このほか作成に向けて検討を行っている団体も見受けられる。さらに、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながる当該年度の行政サービスのコストを説明するため、いわゆる行政コスト計算書の作成に取り組む地方公共団体も出てきている。

このような状況の中で地方公共団体からは「行政コスト計算書」の作成に当たっての統一的な考え方や基準についてどのように考えるかについての照会も寄せられるようになってきた。

そこで、本研究会では、地方公共団体の全活動をトータルにわかりやすく説明する観点や、行財政改革を推進する中で、行政の効率性や合理化等の状況をよりわかりやすく住民に説明していこうとする観点からも、資産形成につながる当該年度の行政サービスの提供の状況を説明する手法として「行政コスト計算書」を作成することは有意義であると考え、「作成マニュアル」を取りまとめることとした。

「行政コスト計算書」を行政の効率性を検討する見地から有効に活用していくためには、行政活動の成果に対する適正な評価を行うことが必要であり、行政評価手法の開発を行っていくことが求められると考える。

一方、バランスシートについては、普通会計だけでなく、公営事業会計や公社、第三セクターなど出資団体等も含めたバランスシートの作成に取り組む地方公共団体も出てきている。

このような状況において、本研究会としては、各地方公共団体全体の行政活動を、資産、負債等の状況としてトータルに、また一覧性のある形で住民に説明していくことは有意義であると考え、バランスシートの対象とする会計範囲を普通会計以外にも広げた「各地方公共団体全体のバランス

シート」を検討し、「作成マニュアル」を取りまとめることとした。

検討に当たっては、地方公共団体の財政状況を住民に公表していく上で、情報を知りたい住民に見せるという受け身の姿勢ではなく、全ての住民に情報をわかりやすく提供していくという積極的な立場をとることが重要であると考へた。

「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」は地方公共団体が、説明責任（アカウンタビリティ）をより積極的に果たしていく上で有効なツールになるものとする。

さらに前回の報告書について、地方公共団体からの意見等を含め、再度検討を行い、バランスシートの作成手法等について、必要な改善を図ることとした。

第2 行政コスト計算書

1 意義

前回報告書で検討を行ったバランスシートは、地方公共団体の資産、負債等の状況を明らかにするものである。

一方、地方公共団体の行政活動は、将来の世代も利用できる資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスが大きな比重を占めるため、この行政サービスの提供のために地方公共団体がどのような活動をしたのかについて、把握することが重要である。

この地方公共団体の活動は必然的にコストすなわち資源の消費を伴う。したがって、コスト（資源の消費）は地方公共団体による活動が実施されたことを示す指標といえ、行政コスト計算書は、このコストという側面から1年間に実施された地方公共団体の活動実績に関する情報を把握するものといえる。

このように地方公共団体の年間の活動の実態像をかかったコストに着目して把握しようとする場合、コストは、現金の支出だけでは捉えきれず、減価償却費や退職給与引当金などその年度の地方公共団体の活動に対応させるべき非現金支出を含めることにより、それぞれの年度のコスト情報が把握できることとなる。

一方、こうして把握したコストでどのような行政活動が展開され、この結果どのような効果を上げられたかを評価することができれば、コストと対比させることにより、行政活動の効率性を検討することができるようになると思われる。

現金支出にのみ着目した予算、決算時の論議は、ともすれば資産形成に要する費用の多寡に向けられがちであるが、行政コストを明確に把握することにより効率性を検討できるようになれば、将来の有効活用を含めた長期的なコスト意識を醸成することにつながるのではないかと考えられる。

また、このような費用、効率性の検討は、個別の行政分野や施策に着目して行うことも可能である。

2 検討の概要

(1) 作成上の基本的前提の検討

① 名称・対象会計範囲

名称については、企業会計に使われている「損益計算書」という呼称は、期間損益計算を前提にするものであり、営利活動を目的としない地方公共団体の財務活動にはなじまず、行政コストを説明する計算書としての意義が重要であることから、既に作成を試みている団体において使用され定着しつつある「行政コスト計算書」の名称を用いることとした。

対象とする会計範囲は、小規模な地方公共団体でも決算統計のデータ等を利用し比較的容易に作成に取り組むことができることを目指し、普通会計とすることとした。

② 行政コストの内容

利益を目的として活動している企業においては、損益計算書で売上に対応する売上原価を費用として算出し、それを損益計算の基礎とするが、営利活動を目的としない地方公共団体においては、そうした損益計算でなく、あるサービスにどれだけのコストがかかっているかなど行政コストの内容自体の分析を行うことを目的とすることとし、その観点から行政コストの検討を行った。

計上を行うコストの範囲は、当該年度の住民に提供した行政サービスに

要する費用のうち、資産形成につながる支出を除いた現金支出に減価償却費、不納欠損額、退職給与引当金といった非現金支出を加えたものとする事とした。

コスト項目の分類は、企業のように売上原価、販売費・一般管理費等に分類するのではなく、コスト分析を容易にするため、行政の分野別ごとにその性質別の内訳を示すこととし、目的別経費と性質別経費を合わせたマトリックスとする事とした。

目的別経費は、教育費、民生費、農林水産業費、土木費など行政分野ごとに分類した。

性質別経費は、次のように「人にかかるコスト」「物にかかるコスト」「移転支出的なコスト」「その他のコスト」に大きく四分類した。

「人にかかるコスト」	人件費、退職給与引当金繰入等
「物にかかるコスト」	物件費、維持補修費、減価償却費
「移転支出的なコスト」	扶助費、補助費等、繰出金、普通建設事業費（他団体等への補助金等）
「その他のコスト」	災害復旧費、失業対策費、公債費（利子分のみ）、債務負担行為繰入、不納欠損額

作成に使用するデータは、バランスシートと同様、データの妥当性、各地方公共団体間の統一性、データ収集の簡易性等の観点から基本的に決算統計のデータを利用することとするが、地方公共団体の普通会計は、「現金主義」で経理が行われているため、発生主義の見地からその発生した年度に正しく割り当てられるよう、（２）のとおり調整を行った。

なお、当該年度のコストや収入に属するものであっても現金の支出や収入を伴わなかったもの（例えば、地方債の利払日以降の利子分や後払いの賃借料の支払日以降分、貸付金の償還日以降の利子分）の未払費用や未収収益の見越計上や、当該年度の現金の支出や収入のうち次年度のコストとすべきものや収入とすべきもの（例えば、前払いの賃借料の次年度分、次年度の保険料前払分）の前払費用や前受収益の繰延計上、地方債の発行差金の繰延資産の計上、次年度の賞与算定対象となる当該年度期間分についての賞与引当金の計上など経過勘定項目の計上については、データ収集の

簡易性、地方公共団体間の統一性を勘案し、マニュアル化を行わなかったが、さらに徹底をした手法でバランスシートや行政コスト計算書の作成に取り組もうとする地方公共団体にあつては、それぞれの手法で計上することは妨げないと考える。

(2) 行政コスト項目の検討

人件費については、決算統計の人件費の額からバランスシート及び退職給与引当金繰入等において経理することとした退職手当の額を除いた額を計上することとした。

退職給与引当金繰入等については、当該年度に引当金として新たに繰り入れられた分に相当する額についてコスト計上することとした。

また、当該年度の退職手当支払額のうち退職給与引当を行っていない額を超える額（その年度勤務したことにより増加した額）については、算定の困難性などから退職給与引当金繰入等に当該差額の退職手当も含めて計上することとした。（この結果、計上すべき退職給与引当金繰入等は、その年度勤務したことにより増加した分も含めた退職手当全額を退職給与引当金から控除したとして計算した退職給与引当金繰入等の額と等しくなるため、その年度勤務したことにより増加した分を計算することなく行政コスト計算書を簡易に作成することができる。）

このことを具体的事例の仕訳により説明すると次のとおりである。

<事例1>

平成11年度末のBS上、退職手当引当金は500億円計上。平成12年度中にA人が退職、支払った退職手当が10億円。そのうち、今年度の勤務に起因する部分が1億円。年度末に全職員が退職（全職員－A）したとした場合の退職手当を520億円と仮定し仕訳を行った。

(借方)		(貸方)	
退職給与引当金	9	現 金	9
退職給与引当金繰入等	30	現 金	1
(退職給与相当分)	1)		
(退職給与引当金繰入相当分)	29)	退職給与引当金	29

※ は、行政コスト計算書に計上

なお、退職手当組合加入団体の組合に対する負担金については、前回報告書に従えば、コストとして計上することとなるが、一方で退職給与引当金を要支給額の100%計上することとしたため、組合に加入していない団体と比べてコストが大きくなり、資産が小さくなってしまふことから、前回報告書の考え方を修正し、組合の資産のうち当該地方公共団体の相当部分を算出し、バランスシートの資産の部の投資等に「退職手当組合積立金」の項目を設け、計上することとした。組合負担金支出時に現金・預金から負担金相当額を当該項目に振り替えるとともに、退職手当支払時に相当額を「退職手当組合積立金」から減額し、組合の資産の当該地方公共団体の相当部分の増減額と負担金支出額の差額について行政コスト計算書の退職給与引当金繰入等を増減させることとした。

このことを具体的事例の仕訳により説明すると次のとおりである。

<事例2>

<事例1>で、11年度末の退手組合の資産の当該地方公共団体の相当部分が200億円と計算され、12年度には退手組合に負担金を12億円支払い、12年度末の退手組合の資産の当該地方公共団体の相当部分が220億円となったと仮定し仕訳を行った。

(借 方)		(貸 方)	
投資等 (退手組合積立金)	12	現 金	12
退職給与引当金	9	投資等 (退手組合積立金)	10
退職給与引当金繰入等	1		
退職給与引当金繰入等	29	退職給与引当金	29
投資等 (退手組合積立金)	18	退職給与引当金繰入等	18

次に、有形固定資産の減価償却、除却等について検討を行った。

減価償却については、バランスシートに計上された有形固定資産の減価償却相当額を計上することとした。

除却については、決算統計データでは個別資産ごとの未償却資産残高が不明であるため、残存価値を0としたことから原則として除却損や売

却損益は計上しないこととした。しかしながら、個別の財産管理をしている地方公共団体については「物にかかる経費」に「その他」項目を設け、未償却資産残高との差額を計上することは妨げないこととした。ただし、その際、方式の違いは欄外等に記載することにより、住民に説明する工夫を講じていく必要がある。

また、バランスシート上の投資等について評価損や売却損益を計上する場合、行政コスト計算書の「物にかかる経費」に「その他」項目を設け、計上することとした。

補助費等については、決算統計の補助費等の額から前年度のバランスシートに計上されている債務負担行為のうち債務保証又は損失補償に係るものの当年度履行額及び退職手当組合の負担金を除いた額を計上することとした。

なお、一部事務組合負担金で性質別内訳がわかるものについては、それぞれ該当する性質別項目に計上を行うことは妨げないものと考えた。

繰出金については、決算統計の繰出金の額からバランスシート上で経理することとされた定額運用基金への繰出金を除いた額を計上することとした。

また、法非適用の公営企業で借入金、繰入資本金で整理されている繰出金、公営企業で貸付金元金償還金として整理されている繰出金についてはバランスシート上で経理することとし、当該繰出金相当額を除いた額を計上することとした。

普通建設事業については、前回報告書により当該地方公共団体に資産が形成される場合はバランスシート上で経理することと整理したところであり、他団体（国、都道府県、一部事務組合、民間等）に支出した補助金、負担金等により当該地方公共団体の外に資産が形成される場合には、行政コスト計算書においてその補助金、負担金等を計上することとした。

公債費については、元金償還分についてバランスシート上で経理するため、行政コスト計算書には利子分のみを計上することとした。

債務負担行為繰入については、第3セクター等の損失補償等に係る債務負担行為の設定額のうち債務が確定したものは確定時にコストとして計上

し、当該債務負担行為に基づく債務履行についてはバランスシート上で経理することとした。

P F I 等に係る債務負担行為の設定額のうち既に引き渡しを受けたものは、前回報告書において資産計上と同時に翌年度以降の支払額を負債計上することとされているので、当該債務負担行為に基づく債務履行については、バランスシート上で経理することとし、行政コスト計算書には計上しないこととした。

不納欠損額については、バランスシート上貸倒引当金は計上しないことで整理しているので、未収金で不納欠損処理を行った場合、行政コスト計算書に計上することとした。

積立金、投資及び出資金、貸付金については、バランスシート上で経理し、行政コスト計算書には計上しないこととした。

(3) 収入項目の検討

使用料・手数料等については、バランスシート上で経理されない「分担金及び負担金」、「使用料」、「手数料」、「財産収入」、「寄付金」、「繰入金」、「諸収入」について、現年調定額を計上することとした。

物品の寄付については、評価額を計上することとした。

繰入金については、決算統計の繰入金の額からバランスシート上で経理することとした基金の取崩しによる繰入金、公営企業で貸付金で整理されている繰入金及び法非適用の公営企業からの貸付金元金償還金を除いた額を計上することとした。

諸収入については、決算統計の諸収入の額からバランスシート上で経理される貸付金元金収入を除いたものを計上することとした。

国庫（都道府県）支出金については、前回報告書では有形固定資産形成に資する支出金を計上することとしたが、すべての資産の形成の財源となった支出金についても、バランスシートの正味資産に計上することとし（22頁参照）、行政コスト計算書では資産形成に資する支出金以外の支出金

を計上することとした。

一般財源については、「地方税」、「地方譲与税」、「利子割交付金」、「地方消費税交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「特別地方消費税交付金」、「軽油・自動車取得税交付金」、「地方特例交付金」、「地方交付税」、「交通安全対策特別交付金」、「国有提供施設等所在市町村助成交付金」の現年調定額を計上することとした。

地方税については、現年課税分は、未収分も含め調定済額を計上することとした。滞納繰越分の収入はバランスシート上で経理することとし、行政コスト計算書には、計上しないこととした。

地方交付税については、決算統計の地方交付税の額を計上することとした。なお、普通交付税の交付決定の際に見込んだ税収（法人関係税など特定の税目に限る。）と実際の税収との間にかい離が生じた場合に、後年度精算することとされており、また事業費に充てた地方債の償還額について事業費補正等により後年度基準財政需要額に計上することとされているが、このことは後年度の地方交付税の算定の際に基準財政収入額や基準財政需要額を増減するということであり、現実の交付額は後年度の交付決定の際に確定するものであることから、当該年度にあらかじめ未収金として計上するなどの取扱いはしないこととした。

繰越金については前年度までの収益として整理されているため、計上しないこととした。

（４）正味資産国庫（都道府県）支出金償却額の計上

資産の減価償却に伴いバランスシートの正味資産に計上した当該資産の形成の財源となった国庫（都道府県）支出金は償却を行うこととしたところであり、行政コスト計算書で「正味資産国庫（都道府県）支出金償却額」の項目を設け、その償却額を計上することとした。

この結果、「期首一般財源等」と「差引」との合算額たる「期末一般財源等」の額は、バランスシート上の一般財源等の額に等しくなることとなる。

3 具体的な作成手法

上記の検討を踏まえ、改めて行政コスト計算書の具体的な作成手法等を整理すれば、次のとおりである。

1 作成上の基本的前提

(1) 対象会計範囲

普通会計を対象とする。

(2) 計上コストの範囲

現金の出納に止まらず、当該年度の住民に提供した行政サービスに要した全てのコスト（現金支出に、減価償却費、不納欠損額、退職給与引当金といった非現金支出を加えたもの）を計上する。

(3) 行政コストの分類

人件費、物件費、扶助費、普通建設事業費などの性質別経費と教育費、民生費、農林水産業費、土木費などの目的別経費を合わせたマトリックスにより分類する。

(4) 現金主義と発生主義との調整

「現金主義」で経理が行われている普通会計について、その発生した年度に正しく割り当てられるよう検討の概要（5頁以降参照）で整理した調整を行う。

(5) 経過勘定項目の計上

未払費用や未収収益の見越計上、前払費用や前受収益の繰延計上、地方債や債権の発行差金の繰延資産の計上、次年度の賞与算定対象となる当該年度期間分についての賞与引当金の計上などについては、データ収集の簡易性、地方公共団体間の統一性を勘案し、マニュアル化は行わなかった。

しかし、さらに徹底した手法でバランスシートや行政コスト計算書の作成に取り組みたいとする地方公共団体については、計上を行うことは妨げないものとする。

2 行政コスト

(1) 人件費

決算統計の人件費の額から退職手当支払額を除いた額を計上する。

(2) 退職給与引当金繰入等

当該年度に引当金として新たに繰り入れられた分に相当する額について計上し、当該年度の退職金支払額のうち退職給与引当を行っている額を超える額も含めて計上する。(結果的に当該年度の退職金支払額全額を退職給与引当金から減じる場合と数値は同じになる。)

また、退職手当組合加入団体については、前回報告書の考え方を修正し、組合の年度末積立金残高のうち当該地方公共団体相当部分をバランスシートの資産の部の投資等に「退職手当組合積立金」の項目を設け、計上することとした。組合負担金支出時に現金・預金から相当額を当該項目に振り替えるとともに、組合の年度末積立金残高の増減額と負担金支出による退職手当組合積立金計上額の差額について行政コスト計算書の退職給与引当金繰入等を増減させることとした。

(3) 資産の減価償却、除却等

有形固定資産の除売却については、原則除却損や売却損益は計上しない。また、バランスシート上の投資等の評価損や除売却を計上する場合には、行政コスト計算書の「物にかかる経費」に「その他」項目を設け計上する。

(4) 補助費等

決算統計の補助費等の額から前年度のバランスシートに計上されている債務負担行為のうち債務保証又は損失補償に係るものの当年度履行額及び退職手当組合の負担金を除いた額を計上する。

なお、一部事務組合負担金で性質別内訳がわかるものについては、それぞれ該当する性質別項目に計上を行うことは妨げないものと考えた。

(5) 繰出金

決算統計の繰出金の額からバランスシート上で経理することとされた定額運用基金への繰出金、法非適用の公営企業で借入金、繰入資本金で整理されている繰出金、公営企業で貸付金元金償還金として整理されて

いる繰出金についてはバランスシート上で経理することとし、当該繰出金相当額を除いた額を計上する。

(6) 普通建設事業

他団体（国、都道府県、一部事務組合、民間等）に支出した補助金、負担金等により当該地方公共団体の外に資産が形成される場合に、その補助金、負担金等を計上する。

(7) 公債費

利子償還費を計上する。

(8) 債務負担行為繰入

第三セクター等の損失補償等に係る債務負担行為の設定額のうち債務が確定したものをコスト計上し、当該債務負担行為に基づく債務履行相当額については計算書には計上しない。

P F I 等に係る債務負担行為の設定額のうち既に引き渡しを受けたものは、資産計上と同時に翌年度以降の支払額を負債計上し、当該債務負担行為に基づく債務履行相当額については計算書には計上しない。

(9) 不納欠損額

未収金について不納欠損処理を行った場合に計上する。

3 収入項目

使用料・手数料等、国庫（都道府県）支出金、一般財源に区分し、それぞれの行政コストに対する割合を示すこととした。

(1) 使用料・手数料等

「分担金及び負担金」、「使用料」、「手数料」、「財産収入」、「寄付金」、基金の取崩しによるもの、公営企業で貸付金で整理されているもの及び法非適用の公営企業からの貸付金元金償還金以外の「繰入金」、貸付金元金収入以外の「諸収入」について、現年調定額を計上する。

(2) 国庫（都道府県）支出金

資産形成に資する国庫（都道府県）支出金以外の支出金を計上する。

(3) 一般財源

都道府県にあつては、「地方税」、「地方譲与税」、「地方特例交付金」、「地方交付税」、「交通安全対策特別交付金」、「国有提供施設等所在市町村助成交付金」の現年調定額を計上し、市町村にあつては、「地方税」、「地方譲与税」、「利子割交付金」、「地方消費税交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「特別地方消費税交付金」、「軽油・自動車取得税交付金」、「地方特例交付金」、「地方交付税」、「交通安全対策特別交付金」、「国有提供施設等所在市町村助成交付金」の現年調定額を計上する。

① 地方税

現年課税分について未収分も含め調定済額を計上する。
滞納繰越分の収入は計上しない。

② 地方交付税、地方譲与税及び上述の各種交付金 決算額を計上する。

4 正味資産国庫（都道府県）支出金償却額

資産の減価償却に伴い償却するバランスシートの正味資産に計上した国庫（都道府県）支出金の償却額を計上する。

4 行政コスト計算書の活用方法

以上のような手法を用いて行政コスト計算書を作成することより、行政分野別のコスト配分やコストの状況、またそれぞれのコストに充てられた使用料・手数料等の財源の把握が可能になり、具体的には次のような活用方法が考えられる。活用にあたっては、数値そのものの大小や経年比較、類似団体との比較によって一面的な評価をするのではなく、その数値となった背後にある事情を様々な角度から読み取り、予算や決算からは判断できない要因を探り当てる等の努力を行っていくことが求められると考える。

なお、今後多くの作成事例を積み重ねることによって、次に掲げた活用方法以外の分析手法も可能になるものと期待される。

(1) 経年比較

性質別の行政コストの「人にかかるコスト」や「物にかかるコスト」などの項目及び目的別の各項目を経年比較することにより、サービスの提供状況の推移を把握できる。例えば、経年的に「人にかかるコスト」が増加している場合は人に頼る部分が多くなっていること、「補助費等」が増加している場合は他の会計を含めた分析が重要になっていることなどが把握できる。

(2) 住民一人当たり行政コスト計算書

性質別の行政コストの「人にかかるコスト」や「物にかかるコスト」などの項目及び目的別の各項目の住民一人当たりの額を算出することにより、類似団体とのコスト比較をすることができる。さらに、住民一人当たり以外にも各費目について教育費であれば生徒一人当たりというように様々な指標単位当たりの経費を算出することも考えられる。

(3) 行政コスト対有形固定資産（資産総額）比率

目的別の各項目のうち主に資産と一体となったサービスを提供する行政分野における性質別の行政コストの「人にかかるコスト」や「物にかかるコスト」などの項目の有形固定資産（資産総額）に対する比率は、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、またその主な内容を知る上で参考となる指標である。各行政分野におけるハード、ソフト両面にわたるバランスのとれた財源配分を検討する上でも参考になるものと考えられる。

(4) 収入項目対行政コスト比率

目的別の項目ごとの比率をみることにより、その分野の行政コストがその分野の受益者からの使用料、手数料等や資産から生み出される収益でどれほど賄われているか、外部からの補助負担金等でどれだけ賄われているか、また税等の一般財源がどれだけその分野に投入されているか把握することができる。

行政コスト計算書は、コストと行政活動の効果を比較することによって行政活動の効率性を判断する材料になると考えられる。そのためには、各分野ごとにおける行政活動の成果を定量的、定性的に評価することが前提となるものであり、行政評価手法の開発が求められることとなる。このような方法による効率性の判断はもとより絶対的に正しい答えが存

在するものではなく、様々な角度から検討、検証され、論議が積み重ねられ、効率性の向上が図られていくことが期待される。

第3 各地方公共団体全体のバランスシート

1 意義

前回報告書では、普通会計を対象にバランスシートの作成手法を検討したが、地方公共団体は、普通会計の他に上下水道事業、介護保険事業、病院事業等地域住民に密着した様々な事業を行っている。こうした事業については、それぞれ別々に決算を行っており、またそれぞれの会計処理の方法に相違がある（官庁会計と公営企業会計）ため、資産形成の面においても地方公共団体全体の財政状況を一覧性のある形で把握することが難しい状況にある。

しかし、住民からしてみればどの事業も同じ地方公共団体が行っている事業に変わりないことから、説明責任の観点からは、地方公共団体によって行われている全ての活動について住民にできるだけわかりやすく伝え、説明を尽くしていくことは重要である。

一方、民間においては、企業のグループ化が進み、企業グループの姿を全体的に把握する必要性が強まり、個別企業の個別情報からグループ全体の連結情報を中心とした情報を開示するよう企業会計制度が転換されたところである。

こうした状況の中、本研究会では、対象とする会計の範囲を普通会計以外にも広げ、地方公共団体の資産、負債等のストック状況の全体像を一覧性のある形で示し、地方公共団体全体の資金の源泉とその用途を示すための地方公共団体全体のバランスシートの作成は有意義と考え、以下の検討を行った。

2 検討の概要

（1）作成上の基本的前提の検討

名称は、このバランスシートが当該地方公共団体内の会計を一覧性を持

って表示することを目的としていることから、「〇〇県（都・道・府・市・町・村）全体のバランスシート」の名称を用いることとした。

対象とする会計範囲については、公社や第三セクター等地方公共団体の関係団体を対象にするかについて検討を行ったが、地方三公社については、特別法に基づき地方公共団体の全額出資により設立される法人であり、それぞれバランスシートと損益計算書を作成し、議会に報告を行っており、第三セクターについては、地方公共団体が出資・出捐を行っている商法法人及び民法法人は、地方自治法により、地方公共団体の出資比率に応じて、監査委員による監査（出資比率25%以上）や議会に対する経営状況の提出義務（同50%以上）等が課せられている状況にある。また、前回報告書では、第三セクター等に対する貸付金や出資金については資産計上することとし、また第三セクター等の損失補償等に係る債務負担行為については既に履行額が確定したものについて負債計上することとし、それ以外のものについても欄外注記することとしている。

一方、これらの団体は、地方公共団体から独立した法人格を有し、設立根拠や法人の形態や財政基盤、地方公共団体との関係も様々であることから、地方公共団体と一体としてバランスシートを作成する対象とすることについてはなお慎重な検討を要する課題であると考えた。

むしろ、公社、第三セクターの財務状況については、個々に情報開示の手法を充実し、その上で経営の健全化について地方公共団体も含め検討していくことが大切ではないか、といった意見が出された。

そこで、当研究会では、地方公共団体内部の会計すなわち普通会計と公営事業会計（公営企業法適用の公営企業会計、地方財政法施行令に掲げる事業に係る公営企業の会計、収益事業会計、交通共済事業会計、公立大学附属病院事業会計、市町村にあっては更に国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計、農業共済事業会計、公益質屋事業会計を含む）を対象に、地方公共団体の現時点の姿を示すこととした。

総合化の手法については、まず、規模の大きい普通会計とその他の会計を合算すると、経営状況の悪い会計が埋没してしまうおそれがあること、会計によってはバランスシートを作成していないものがあるなかで同一の会計基準で全会計を合算していくことは作業上困難であること、作成の便宜を考慮する視点が必要であることなどから、企業会計方式の連結を行うことは困難と考えた。

地方公共団体内にある複数の会計を総合化するための手法としては、全ての会計データを単純に合算する結合方式、全ての会計のデータを合算した上、当該会計間の取引（内部取引）を相殺消去する純計方式、全ての会計を並べて並記する並記方式がある。

本研究会では、経営状況の悪い会計が埋没してしまわないようにするため、会計を一覧できるように並記方式を基本とし、単純な合計及び純計を参考に示すこととした。

なお、欄外にバランスシート上に計上した債務負担行為以外の債務負担行為の当該地方公共団体における設定総額の計上を行うこととした。

（２）普通会計と公営企業会計（法適用）の調整についての検討

公営企業会計（法適用）については、従前から個別の会計ごとにバランスシートが作成されていることから、既存のデータを活用することとした。

普通会計のバランスシートに計上されていない項目である「無形固定資産」、「貯蔵品」、「前払費用及び前払金」、「短期有価証券」、「一時借入金」、「未払金及び未払費用」などについては、「その他」項目を設けて一括計上し、「修繕引当金」、「濁水準備引当金」については「その他の引当金」項目を設けて計上することとした。また、「他会計借入金」については、明示することが住民への情報開示のうえで好ましいとの考えに立ち、「他会計借入金」の項目だてを行うこととした。

会計処理手法の異なる項目について検討を行った。

公営企業会計には「繰延勘定」項目があるため、資産の部に項目を設け計上することとした。

普通会計で設定した「債務負担行為」項目については、公営企業会計において普通会計のバランスシートと同様の整理をすることとした。公営企業会計の「借入資本金」については、負債として計上することとした。

公営企業会計の「資本」は「資本金」と「剰余金」に区分計上され、普通会計の「正味資産」は「国庫支出金」、「都道府県支出金」と「一般財源等」に区分されているが、「正味資産」で一括計上することとした。

「退職給与引当金」については、公営企業会計では、地方公共団体によってそれぞれの考え方でバランスシートに計上しているため、現在計上しているそれぞれの基準で計上することとした。

公営企業会計には出納整理期間がないので、仮に3月末、普通会計に対する未収金、未払金が計上され、普通会計で出納整理期間内に入出金された場合は、公営企業会計のバランスシートの必要な項目を調整する必要がある。

その他、公営企業会計では有形固定資産を形態別に分類しており、目的別に分類している普通会計と一致しないので、目的・形態別分類は行わず、総額表示にとどめることとした。また、備品の計上基準に相違があるが、それぞれの基準により計上することとした。

(3) 公営企業会計（法適用）を除く公営事業会計のバランスシート作成についての検討

公営企業会計（法適用）を除く公営事業会計については、現金主義・単式簿記による会計手法がとられており、現在、バランスシートが作成されていない状況である。そのため、まずは普通会計と同様に、決算統計及び決算関連書類のデータを活用してバランスシートを作成する必要がある。

その際、有形固定資産のうち土地分を決算統計等では把握できない問題があるが、老人保健医療事業特別会計のようにほとんど土地資産の保有を想定できない会計もある一方、工業用地造成事業のようにほとんどが土地資産である会計もある。このため、有形固定資産のうち土地分を一律の基準で推定することが困難であることから、普通会計に準じて各団体で工夫のうえ配分の合理的な基準を作った上で、土地分を推計して減価償却を行うこととした。

(4) 地方公共団体全体の純計を算出するための個別会計間の調整

地方公共団体内部の単なる資金の移動にすぎない会計間の貸付金・借入金、投資及び出資金・繰入資本金は相殺し純計する必要がある。

また、普通会計の決算統計では、繰入金で整理されている法適用の公営企業からの借入金、繰出金・繰入金で整理されている法非適用の公営企業との間の貸付金、借入金、出資金についての取扱いは公営企業側の会計の区分により区分し直していくこととした。

3 具体的な作成手法

上記の検討を踏まえ、改めて地方公共団体全体のバランスシートの具体的な作成手法等を整理すれば、次のとおりである。

1 作成上の基本的前提

(1) 対象会計範囲

対象とする会計は普通会計、公営事業会計とする。

(2) 総合化する手法

会計を一覧できるように並記方式を基本とし、単純な合計及び純計を参考に示すこととする。

2 普通会計と公営企業会計（法適用）の調整

個別会計ごとのバランスシートを活用した上、相違点を調整する。

(1) 普通会計のバランスシートに計上されていない項目の扱い

- 「無形固定資産」、「貯蔵品」、「短期有価証券」、「一時借入金」、「未払金及び未払費用」については、「その他」項目を設けて計上する。
- 修繕引当金、濁水準備引当金については、「引当金」項目を設けて計上する。
- 他会計借入金については、新たに項目だてを行う。

(2) 会計処理手法の異なる項目の整理

- 「繰延勘定」については、資産の部に項目を設け計上する。
- 「債務負担行為」については、公営企業会計においても普通会計のバランスシートと同様に整理した。
- 公営企業の「借入資本金」については、負債として計上する。
- 公営企業の「資本金」と「剰余金」を「正味資産」に一括計上する。
- 「退職給与引当金」の計上基準はそれぞれの基準で計上する。
- 出納整理期間内に公営企業会計と普通会計間で入出金がある場合は、公営企業のバランスシートの必要項目を調整する必要がある。

(3) その他

- 公営企業の有形固定資産については、総額を計上する。
- 備品の計上基準に相違があるが、それぞれの基準で計上する。

3 公営事業会計（公営企業会計（法適用）を除く）のバランスシート

- 決算統計及び決算関連書類のデータを活用して、バランスシートを作成する必要がある。
- 有形固定資産のうち土地分の把握ができないので、土地分を推計し、減価償却を行う。

4 地方公共団体全体の純計を算出するための個別会計間の調整

- 純計を算出するため、会計間の貸付金・借入金、投資及び出資金・繰入資本金を相殺する。

第4 前回報告書（平成12年3月発表）の改善点

1 意義

前回報告書を公表した後、当報告書についての地方公共団体からの意見等や研究会の検討を進めていく中での議論等を踏まえ改善が必要と考えられるものについて改善を行った。

また、対外的に十分説明できる根拠を持つデータを用い、さらに徹底をした手法でバランスシートの作成に取り組みたいという地方公共団体からの意見等について検討を行った。

2 検討の概要

(1) 減価償却の考え方

月割りによる減価償却を導入についての問い合わせがあった。

当報告書では、決算統計の普通建設事業費は単年度の建設事業費の積み上げであり、供用開始時期までは把握できないこと、また、実務的に当該

年度から減価償却した方が計算上の誤りも少ないと思われるので、年度途中に取得した資産でも当該年度から償却することで整理されたものである。

しかしながら、行政コスト計算書との対応を考えると、「月割りの減価償却」が明確な根拠に基づき可能な団体については、その方法は妨げないこととした。

その際、方式の違いは欄外等に記載することにより、住民に説明する工夫を講じていく必要がある。

（２）耐用年数

前回報告書の方式によると庁舎等の取扱いが費目により差が出てしまうので、同様とすべきではないかとの意見があった。

前回報告書では「設定した耐用年数と異なる耐用年数によることが明らかに妥当であるときは、別の耐用年数によることを妨げない」と整理されており、庁舎以外の耐用年数を合理的に推計できる場合は、庁舎等の耐用年数を独自に設定することは妨げないこととした。

その際、設定の方式は欄外等に記載することにより、住民に説明する工夫を講じていく必要がある。

（３）貸付金

前回報告書では、「貸付金」には、履行期限が到来し未収金に計上するものも含めて計上することとしていたが、この場合「未収金」と二重計上になることから、当該額を除いた額を計上することとした。

（４）退職給与引当金

前回報告書においては、退職給与引当金について、退職手当組合加入団体についても区別せず、要支給額の100%を負債科目に計上することとしているが、報告書に従えば、退職手当組合の加入団体と加入していない団体との間で行政コストや資産の額が異なることとなるため、今回、「行政コスト計算書」を作成することも考慮しバランスシートの計上方法を修正することとした。

具体的には、退職手当組合が保有する年度末の資産について、加入している団体ごとの持分相当額を計算しうる場合には、その額を、計算できない場合は加入団体の職員の給料総額に占める当該団体の職員の給料総額の割合により資産を按分した額を普通会計のバランスシートの資産の部・投

資等の中に「退職手当組合積立金」の項目を設けて計上することとした。また、組合負担金支出時に現金・預金から負担金相当額を当該項目に振り替えるとともに、退職手当支払時に相当額を「退職手当組合積立金」から減額し、組合の資産の当該地方公共団体の相当部分の増減額と負担金支出額の差額について行政コスト計算書の退職給与引当金繰入等を増減させることとした。

また、推計の方法として、「職員数×平均給与月額×平均勤続年数による普通退職の支給率」を例示しているが、個別積み上げ方式と相当のかい離が生じるとの指摘があった。個別積み上げ方式による計上が望ましいが、作業量、作業時間が膨大になることから統一することは難しいとの判断に立ち、実態とのかい離が大きいことに注意が必要であることを欄外に明記するなどの工夫を加えることとした。

また、他の推計方法として、「勤続年数別職員数×各平均給与月額×各勤続年数による普通退職の支給率」を使用し、実体とのかい離を埋める工夫をすることも考えられる。

なお、表現に誤解を生じるおそれがあった、「N年度末に全職員が退職した場合の退職手当総額」を「年度末の全職員一年度末退職者」に改めることとした。

(5) 正味資産科目

有形固定資産形成の財源となった国庫（都道府県）支出金を正味資産に表示することとしていたが、資金の調達と用途を表すというバランスシート考え方から、すべての資産の形成の財源となった国庫（都道府県）支出金を計上することとした。

(6) 経過勘定項目の計上

一定の契約に従ってサービスの提供を受ける場合、又はサービスの提供を行う場合、当該年度に負担すべきコストであっても年度末までに支払われていないこともあれば、当該年度の収入すべきものであっても年度末までに受け取っていないこともある。当該年度のコストや収入に属するものであっても現金の支出や収入を伴わなかったもの（例えば、地方債の利払日以降の利子分や後払いの賃借料の支払日以降分、貸付金の償還日以降の利子分）の未払費用や未収収益の見越計上や、当該年度の現金の支出や収入のうち次年度のコストとすべきものや収入とすべきもの（例えば、前払いの賃借料の次年度分、次年度の保険料前払分）の前払費用や前受収益の

繰延計上、地方債や債権の発行差金の繰延資産の計上、次年度の賞与算定対象となる当該年度期間分についての賞与引当金の計上などについては、前回報告書では、データ収集の簡易性、地方公共団体間の統一性などから、マニュアル化は行わなかった。

しかし、さらに徹底をした手法でバランスシートや行政コスト計算書の作成に取り組みたいとする地方公共団体については、計上を行うことは妨げないものと考えた。この場合、バランスシート上流動資産に「その他」項目を設け、前払費用等を計上し、流動負債に「その他」項目を設け、未払費用、賞与引当金等を計上し、行政コスト計算書上は賞与引当金繰入については「人件費」に計上するなどとする事とした。

(7) 公営企業との間の繰出金、繰入金

普通会計の決算統計では繰入金で整理されている公営企業からの借入金・貸付金元金償還金、繰出金で整理されている法非適用の公営企業への貸付金・出資金・借入金元金償還金については、公営企業側の会計の区分により区分し直していくこととし、バランスシート上に計上することとした。この際借入金については「固定負債」又は「流動負債」に「その他」項目を設けて計上することとした。

【地方公共団体の会計等の概要】

1 地方公共団体の会計

決算統計上では、地方公共団体の会計は大別して普通会計と公営事業会計に区分される。

①普通会計

一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を合わせた会計であり、教育、社会福祉、土木、消防等地方公共団体の行政運営の基本的な経費などが計上されている。

②公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業等の会計の総称であり、主なものとしては、以下のような会計がある。

(1) 公営企業会計

使用料等の収入で経費を賄うことを目的として、水の供給や公共交通の確保、医療の提供、下水の処理等のサービスを提供するための特別会計で、法適用企業、法非適用企業に分類される。

ア 法適用企業

地方公営企業法の規定の全部又は財務規定等を適用している事業
・水道事業、工業用水道、交通（軌道・自動車・鉄道）事業、電気事業、ガス事業、病院事業など

イ 法非適用企業

地方公営企業法の規定を適用しない事業（地方財政法施行令第12条に掲げる事業、観光地有料道路以外の有料道路事業、観光地駐車場以外の駐車場整備事業）

・交通（船舶運航）事業、電気事業、簡易水道事業、港湾整備事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、下水道事業、有料道路事業、駐車場整備事業など

(2) 収益事業会計

地方公共団体が、その事業に要する経費の一部を賄うために収益を目的とする事業を営むために設置する会計。

・競馬、競輪、競艇、オートレース、宝くじ

(3) 国民健康保険事業会計

直診勘定に係る病床数20床以上の病院で公営企業会計で取り扱われるものを除く国民健康保険事業会計

(4) 老人保健医療事業会計

老人保健法により地方公共団体が行う老人保健医療事業に係る会計

(5) 介護保健事業会計

介護保険法により地方公共団体が行う介護保険事業に係る介護保険事業会計

(6) 公益質屋事業会計

旧公益質屋法により地方公共団体が行う公益質屋事業に係る会計

(7) 農業共済事業会計

農業災害補償法により地方公共団体が行う農業共済事業に係る会計

(8) 交通災害共済事業会計

地方公共団体が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計

(9) 公立大学付属病院事業会計

地方公共団体が設置する大学の付属病院事業に係る公立大学付属病院事業会計

2 一部事務組合

市町村等がその事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合。主に消防、ゴミ処理、火葬場の運営など市町村の区域を超えた広域的な事業を行っている。

3 地方三公社

特別法に基づいて地方公共団体の全額出資により設立される法人。

①土地開発公社

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公有地とすべき土地を地方公共団体に代わって先行取得するために設立される法人。

②住宅供給公社

「地方住宅供給公社法」に基づき、居住環境の良好な集団住宅及び宅地を供給するために設立される法人。

③地方道路公社

「地方道路公社法」に基づき、有料道路の建設及び管理のほか、一般道路や自動車駐車場の建設及び管理を行うために設立される法人。

4 第三セクター

民間の資金や経営ノウハウを導入して、住民等に求められる多様なサービスを提供するために、地方公共団体が出資・出捐をして設立する商法法人及び民法法人。

地方公共団体は、民法または商法の規定に基づき、出資者・出捐者の立場から、必要な関与を行うことが出来ることとなっており、さらに、地方自治法により、地方公共団体の出資比率に応じて、監査委員による監査(出資比率 25%以上)や議会に対する経営状況の提出義務(同 50%以上)等が課せられる。

参 考 资 料

行政コスト計算書の作成方法について

「地方財政状況調査表」（以下「決算統計」という。）を基本データとして、行政コスト計算書を作成するものとし、決算統計により難しい科目については、別途算出するものとする。

I. 行政コスト計算書の作成要領

（注）この作成要領は、市町村が作成する場合を念頭にし、市町村分の決算統計、決算書等を基に整理したものである。

行政コスト計算書の表示について

白地の部分・・・決算統計の数字を転記する項目

網掛の部分・・・発生主義的な見地からの算定等が必要な項目。決算統計の数字からは算出できず、決算書等を使い算出する必要がある項目

〔行政コスト〕

性質別の項目について、その性質ごとに4つに分類している。

1. 人にかかるコスト・・・行政サービスの担い手である職員に要するもの
2. 物にかかるコスト・・・地方公共団体が最終消費者になっているもの
3. 移転支出的なコスト・・・他の主体に移転して効果が出てくるようなもの
4. その他のコスト・・・上記に属さないもの

1. 人にかかるコスト

（１）人 件 費 → 「総額」にN年度決算額から退職手当支払額を除いた額を計上する（①及び②による）。

①条例で退職手当を定めている団体

【決算統計13表01行（01）列－15表01行（26）列】

②退職手当組合に加入している団体

【決算統計13表01行（01）列－15表01行（27）列】

総務費、教育費については、人件費のN年度決算額から退職手当分を除いた額を計上し、その他の費目については、N年度決算額を計上する。

- ①総務費、教育費【決算統計07、11表01行の該当列から退職手当分を除いた額を計上する。】
- ②その他の費目【決算統計08～12表01行の該当列を転記する。】

(2) 退職給与引当金繰入等 → N年度に引当金として新たに繰り入れられた分に相当する額を計上し、N年度の退職金支払額のうち退職給与引当を行っている額を超える額を含めた額を計上する。

【(N-1)年度末のバランスシートの退職給与引当金からN年度退職者にかかる退職金支払額を除いたものとN年度末のバランスシートの退職給与引当金の差額を計上する。】

退職手当組合加入団体の場合は、組合のN年度末資産の当該地方公共団体の相当額の増減額と負担金支出額の差額を計上する。

人にかかるコスト小計 → (1) + (2)

2. 物にかかるコスト

(1) 物件費 → N年度決算額
【決算統計07～12表03行の該当列を転記する。】

(2) 維持補修費 → N年度決算額
【決算統計07～12表04行の該当列を転記する。】

(3) 減価償却費 → N年度減価償却額
【N年度末バランスシートの減価償却計算表から費目ごとのN年度減価償却額を転記する。なお、議会費には、その他のうち議会費にかかる減価償却額を計上する。】

物にかかるコスト小計 → (1) + (2) + (3)

3. 移転支出的なコスト

- (1) 扶 助 費 → N年度決算額
【決算統計07～11表05行の該当列を転記する。】
- (2) 補 助 費 等 → N年度決算額から(N-1)年度末のバランスシートに計上された債務負担行為のうち債務保証又は損失補償に係るものの履行額及び退職手当組合負担金を除いた額を計上する。
【決算統計07～12表の該当する行・列から上記債務負担行為履行額及び退職手当組合負担金を除いた額を計上する。】
- (3) 繰 出 金 → N年度決算額から以下の額を除いた額を計上する。
【決算統計07～12表の該当する行・列から定額運用基金繰出金を除いた額を計上する。】
- ①定額運用基金への繰出金
 - ②法非適用の公営企業において借入金、繰入資本金として整理されている繰出金
→ 同額を普通会計のバランスシートの貸付金、投資及び出資金に計上することとなる。
 - ③公営企業会計において貸付金元金償還金として整理されている繰出金
- (4) 普通建設事業費 → N年度決算額
(他団体等への補助金等) 【決算統計21～23表の該当する行・列の合計額を計上する。なお、議会費には、その他のうち議会費にかかる額の合計額を計上する。】

移転支出的なコスト小計 → (1) + (2) + (3) + (4)

4. その他にかかるコスト

- (1) 災 害 復 旧 事 業 費 → N年度決算額
【決算統計12表19行(1)列を転記する。】
- (2) 失 業 対 策 事 業 費 → N年度決算額
【決算統計09表21行(1)列を転記する。】

(3) 公債費（利子分のみ） → N年度地方債利子償還額＋一時借入金利子償還額
【決算統計33表38行（5）列＋14表10行（01）列とする。】

(4) 債務負担行為繰入 → 債務負担行為で債務保証又は損失補償に係るもののうちN年度に債務が確定したものを計上する。ただし、当該債務負担行為に基づくN年度債務履行額については除く。

【(N－1)年度末のバランスシート計上額からN年度債務履行額を除いた額とN年度末のバランスシート計上額の差額を計上する。】

(5) 不納欠損額 → N年度歳入歳出決算書の不納欠損額を転記する。

その他にかかるコスト小計 → (1) + (2) + (3) + (4) + (5)

【収入項目】

1. 使用料・手数料等

N年度歳入歳出決算書、決算関連書類など各団体ごとのデータを基に算出した①～⑥の合計額を計上する。

①使用料・手数料 → N年度現年調定額とする。

②分担金・負担金 → N年度現年調定額とする。

③寄付金 → N年度現年調定額とする。N年度に物品の寄附があればその評価額を計上する。

④繰入金 → N年度現年調定額とする。ただし、基金の取崩しによる繰入金、公営企業において貸付金で整理されている繰入金及び法非適用の公営企業からの貸付金償還金については計上しない。

→ 公営企業において貸付金で整理されている繰入金を普通会計のバランスシートの「固定負債」、又は「流動負債」に「その他」項目を設け計上することとなる。

⑤財 産 収 入 → N年度現年調定額とする。

⑥諸 収 入 → N年度現年調定額とする。ただし、貸付金の元利収入のうち
元金相当分は計上しない。

2. 国庫（県）支出金 → N年度現年調定額とする。ただし、資産形成に資するもの
は計上しない。

3. 一 般 財 源

①～⑪の合計額を計上する。

①地 方 税 → N年度現年調定額
【決算統計06表33行（1）列とする。】

②地 方 譲 与 税
③利 子 割 交 付 金
④地 方 消 費 税 交 付 金
⑤ゴルフ場利用税交付金
⑥特別地方消費税交付金
⑦軽油・自動車取得税交付金
⑧地 方 特 例 交 付 金
⑨地 方 交 付 税
⑩交通安全対策特別交付金
⑪国有提供施設等所在
市町村助成交付金

N年度決算額
【決算統計05表の該当する行・列とする。】

4. 正味資産国庫（県）
支出金償却額 → N年度末バランスシートの国庫（県）支出金償却計算表
からN年度の減価償却総額を計上する。

5. 期首一般財源等 → （N－1）年度末バランスシートの一般財源等の額。

6. 期末一般財源等 → 期首一般財源等の額に差し引き一般財源等増減額を加え
た額とする。これは、N年度末バランスシートの一般財源
等の額に一致する。

Ⅱ. 様 式

行政コスト計算書（自平成N年4月1日 至平成N+1年3月31日）

【行政コスト】

		総 額	(構成比率)	議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	労 働 費	農 林 水 産 業 費	商 工 費	土 木 費	消 防 費	教 育 費	災 害 復 旧 費	公 債 費	諸 支 出 金	不 納 欠 損 額
1	(1)人件費																
	(2)退職給与引当金繰入等																
	小 計																
2	(1)物件費																
	(2)維持補修費																
	(3)減価償却費																
	小 計																
3	(1)扶助費																
	(2)補助費等																
	(3)繰出金																
	(4)普通建設事業費 (他団体等への補助金等)																
	小 計																
4	(1)災害復旧事業費																
	(2)失業対策事業費																
	(3)公債費(利子分のみ)																
	(4)債務負担行為繰入																
	(5)不納欠損額																
	小 計																
行 政 コ ス ト a																	
(構 成 比 率)																	

【収入項目】

1	使用料・手数料等	b															
	b/a																
2	国庫(県)支出金	c															
	c/a																
3	一般財源	d															
	d/a																
収入 (b + c + d)		e															
4	正味資産国庫(県)支出金償却額	f															
5	期首一般財源等																
差引 (e - a + f)																	
一般財源等増減額																	
6	期末一般財源等																

※「使用料・手数料等」…分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入
 ※「一般財源」…地方税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、軽油・自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、
 国有提供施設等所在市町村助成交付金

各地方公共団体全体のバランスシートの作成方法について

○ 公営企業会計（法適用）の場合

公営企業会計（法適用）については、従前から個別の会計ごとにBSが作成されていることから、既存のデータを活用する。

具体的には、公営企業決算統計「22貸借対照表」、「45企業債年度別償還状況調」より転記する。

I. 各地方公共団体全体のバランスシートの作成要領

[資産の部]

1. 有形固定資産 → N年度決算額

【決算統計22表01行(2)列を転記する。】

有形固定資産合計・・・・・・・・・・ (A)

2. 投資等

(1) 投資及び出資金 → N年度末残高

【決算統計22表01行(8)列のうち投資及び出資金を計上する。】

(2) 貸付金 → N年度末残高

【決算統計22表01行(8)列のうち長期貸付金を計上する。】

(3) 基金 → N年度末残高

【決算統計22表01行(8)列のうち基金を計上する。】

(4) 退職手当組合積立金 → 退職手当組合が保有するN年度末の資産について、加入団体ごとの持分相当額を計算しうる場合には、その額を計上する。

持分相当額が計算できない場合は、加入団体の職員の給料総額に占める当該団体の職員の給料総額の割合によ

り資産を按分した額を計上する。

(5) その他 → 無形固定資産
【決算統計22表01行(7)列を転記する。】

投資等合計 → (1) + (2) + (3) + (4) + (5) . . . (B)

3. 流動資産

(1) 現金・預金 → N年度末残高
【決算統計22表01行(13)列を転記する。】

(2) 未収金 → N年度末残高
【決算統計22表01行(14)列を転記する。】

(3) その他 → 貯蔵品及び短期有価証券の合計額を計上する。
【決算統計22表01行(15)列+22表01行(16)列】

流動資産合計 → (1) + (2) + (3) (C)

4. 繰延勘定 → N年度決算額
【決算統計22表01行(17)列を転記する。】

繰延勘定合計 (D)

資産合計 → (A) + (B) + (C) + (D) (E)

[負債の部]

1. 固定負債

(1) 地方債 → N年度末現在高 - (N+1)年度償還予定額(元金)
【決算統計45表24行(10)列 - 45表01行(10)列とする。】

(2) 債務負担行為 → 平成11年度報告書(P10~P11)を参照し、普通会計に準じて計上する。

(3) 引 当 金

① うち退職給与引当金 → 退職給与引当金
【決算統計22表01行(23)列のうち退職給与引当金を計上する。】

「退職給与引当金」の計上基準はそれぞれの基準で計上する。

② うちその他の引当金 → 修繕引当金、濁水準備引当金(電気事業に限る)
【決算統計22表01行(23)列のうち修繕引当金、濁水準備引当金を計上する。】

(4) 他会計借入金 → N年度末残高から(N+1)年度償還予定額を控除した額を計上する。
【決算統計22表01行(22)列+22表01列(38)列から翌年度償還予定額を控除した額を計上する。】

(5) そ の 他 → 年賦未払金
【決算統計22表01行(24)列を転記する。】

固定負債合計 → (1) + (2) + (3) + (4) + (5) ・ ・ ・ (F)

2. 流動負債

(1) 地方債翌年度償還予定額 → (N+1)年度償還予定額(元金)
【決算統計45表01行(10)列を転記する。】

(2) 翌年度繰上充用金 → 該当なし

(3) 他会計借入金翌年度償還予定額 → 翌年度償還予定額
【決算統計22表01行(22)列+22表01列(38)列のうち翌年度償還予定額を計上する。】

(4) その他 → 一時借入金、未払金及び未払費用、その他
【決算統計22表01行(26)列、22表01行(27)列、22表01行(28)列の合計額を計上する。】

流動負債合計 → (1) + (2) + (3) + (4) …… (G)

負債合計 → (E) + (F) …… (H)

[正味資産の部]

正味資産合計 → (E) - (H) …… (I)

負債・正味資産合計 → (H) + (I)

〈欄外注記〉

※債務負担行為に関する情報 → 該当する場合は普通会計に準じて計上する。

○ 公営事業会計（公営企業会計（法適用）を除く）のバランスシート作成に係る考え方

（注）この作成要領は、市町村が作成する場合を念頭にし、普通会計と同様に、決算統計及び決算関連書類のデータを活用してバランスシートを作成するものである。

○ 国民健康保健事業会計の場合

国民健康保健事業会計について、数団体に確認し例示を試みた。例示以外に該当する場合は、決算関連書類から適宜計上するものとする。

[資産の部]

1. 有形固定資産 → 昭和44年度からN年度までの普通建設事業費決算額の累計額を計上する。

・事業勘定【決算統計60表09行(01)列-53表01行(17)列】

・直診勘定【決算統計53表01行(17)列】

資産としては、診療施設（建物）、医療機器、車両等が考えられるが、個別資産ごとの把握の有無等団体の判断により、公営企業法施行規則や報告書に基づく耐用年数等により減価償却するものとする。

有形固定資産の減価償却にあたっては、普通会計に準じて会計ごとに何らかの工夫により土地分を除いたうえで、合理的な基準に基づいて行うこととする。

有形固定資産合計・・・・・・・・・・（A）

2. 投資等

（1）投資及び出資金 → N年度末残高
【決算関連書類により計上する。】

（2）貸付金 → N年度末残高
【決算関連書類により計上する。】

（3）基金 → N年度末残高
【決算関連書類により計上する。】

（4）退職手当組合積立金 → 退職手当組合が保有するN年度末の資産について、加入団体ごとの持分相当額を計算しうる場合には、その額を計上する。

持分相当額が計算できない場合は、加入団体の職員の給料総額に占める当該団体の職員の給料総額の割合により資産を按分した額を計上する。

（5）その他 → 該当なし
(※公営企業（法適用）の無形固定資産の計上を想定している。)

投資等合計 → (1) + (2) + (3) + (4) + (5)・・・・・・（B）

3. 流動資産

（1）現金・預金 → N年度末残高
【決算関連書類により計上する。】

(2) 未 収 金 → N年度末残高
【決算関連書類により計上する。】

流 動 資 産 合 計 → (1) + (2) (C)

資 産 合 計 → (A) + (B) + (C) (E)

【負債の部】

1. 固 定 負 債

(1) 地 方 債 → N年度地方債残高から(N+1)年度地方債償還予定額(元金)を控除した額。
【決算関連書類により計上する。】

(2) 債 務 負 担 行 為 → 該当する場合は普通会計に準じて計上する。

(3) 退職給与引当金 → N年度末に全職員(N年度末退職者を除く)が普通退職した場合の退職手当総額

算定に当たっては、一人ごとの積み上げ方式が望ましいが、作業量・作業時間等が膨大に及ぶ場合は、推計値でも差し支えない。

推計方法の例としては、(年度末の全職員－年度末退職者)×平均給料月額×平均勤務年数による普通退職の支給率)のような方法が考えられる。

また、他の推計方法として、(勤続年数別職員数×各平均給与月額×各勤続年数による普通退職の支給率)も考えられる。

(4) 他 会 計 借 入 金 → N年度他会計借入金残高から(N+1年度)他会計借入金償還予定額(元金)を控除した額。
【決算関連書類により計上する。】

固 定 負 債 合 計 → (1) + (2) + (3) + (4) (F)

2. 流動負債

(1) 地方債翌年度償還予定額 → (N+1) 年度地方債償還予定額 (元金)
【決算関連書類により計上する。】

(2) 翌年度繰上充用金 → 翌年度繰上充用金
【決算関連書類により計上する。】

(3) 他会計借入金翌年度償還予定額 → (N+1) 年度他会計借入金償還予定額 (元金)
【決算関連書類により計上する。】

(4) その 他 → 該当なし

流動負債合計 → (1) + (2) + (3) (G)

負債合計 → (D) + (E) (H)

[正味資産の部]

正味資産合計 → (E) - (H) (I)

負債・正味資産合計 → (H) + (I)

〈欄外注記〉

※債務負担行為に関する情報 → 該当する場合は普通会計に準じて計上する。

Ⅱ. 様 式

各地方公共団体全体のバランスシート(平成N+1年3月31日現在)

【参考】

	普通会計 A	公営事業会計												(小計) B	(合計) A+B	(調整後)	
		公営企業会計						収益事業会計			国民健康保険 事業会計	...	公立大学付属 病院事業会計				
		上水道	工業用水道	交通	ガス	病院	...	下水道	(小計)	競馬							...
[資産の部]																	
1. 有形固定資産																	
(1)総務費																	
(2)民生費																	
(3)衛生費																	
(4)労働費																	
(5)農林水産業費																	
(6)商工費																	
(7)土木費																	
(8)消防費																	
(9)教育費																	
(10)その他																	
合計																	
2. 投資等																	
(1)投資及び出資金																	
(2)貸付金																	
(3)基金																	
(4)退職手当組合積立金																	
(5)その他																	
合計																	
3. 流動資産																	
(1)現金・預金																	
(2)未収金																	
(3)その他																	
合計																	
4. 繰延勘定																	
資産合計																	
[負債の部]																	
1. 固定負債																	
(1)地方債																	
(2)債務負担行為																	
(3)引当金																	
(うち 退職給与引当金)																	
(その他の引当金)																	
(4)他会計借入金																	
(5)その他																	
合計																	
2. 流動負債																	
(1)地方債翌年度償還予定額																	
(2)翌年度繰上充用金																	
(3)他会計借入金翌年度償還予定額																	
(4)その他																	
合計																	
負債合計																	
[正味資産の部]																	
正味資産合計																	
負債・正味資産合計																	

※債務負担行為に関する情報 ① 物件の購入等に係るもの (本表に計上したものを除く)
 ② 債務保証又は損失補償に係るもの (本表に計上したものを除く)
 ③ 利子補給等に係るもの

バランスシートの作成方法について

※..... は前回報告書からの修正項目を示す。

昭和44年度以降の「地方財政状況調査表」（以下「決算統計」という。）を基本データとして、バランスシート及び附属書類を作成するものとし、決算統計により難しい科目については、別途算出するものとする。

附属書類については、基本的には、次の諸表を最低限作成するものとし、各団体の実情に応じて、その他必要と考えられる参考資料を添付すること。

- 有形固定資産明細表
- 土地明細表
- 普通建設事業費に係る補助金・負担金等の状況
- 主な施設の状況

その他、計算補助表として以下の表を作成する。

- 有形固定資産集計表①②③④⑤（昭和44年度～平成N年度）
- 減価償却計算表
- 国庫・都道府県支出金償却計算表
- 国庫・都道府県支出金算出表
- 補助金・負担金等集計表（昭和44年度～平成N年度）
- 補助金・負担金等計算表

I. バランスシートの作成要領

(注) この作成要領は、市町村が作成する場合を念頭にし、市町村分の決算統計を基に整理したものである。

[資産の部]

1. 有形固定資産

昭和44年度からN年度までの普通建設事業費の費目ごとの累計額とする。

ただし、他団体等に対する補助金・負担金は控除するものとし、用地取得費以外の普通建設事業費は減価償却を行うものとする。

【「〇有形固定資産明細表」から費目ごとに残存価額を転記する。】

うち土地 → 【「〇土地明細表」の取得価額の合計を転記する。】

有形固定資産合計・・・・・・・・・・ (A)

なお、PFI等の手法により整備した資産で、債務負担行為による債務が残っているが既に物件等の引き渡しを受けたものについては翌年度以降の支出予定額をもって資産計上する。

また、昭和43年度以前の取得物件、寄附された資産、無償譲渡された資産等の決算統計で把握できない資産については、資産計上の必要性、妥当性等を適宜判断し合理的に算出した額を計上しても差し支えないものであること。

2. 投資等

- (1) 投資及び出資金 → ・ N年度末残高
【決算統計30表16行(11)列を転記する。】
- ・ 他会計に対する繰出金として決算統計上処理されている法非適用の公営企業への出資金についても計上
→ 普通会計では額を把握できないため、受け手側の会計で繰入資本金として整理している額を計上
- (2) 貸付金 → ・ N年度末残高
【決算統計30表01行(11)列を転記する。】
→ 決算統計の貸付金残高から現年・過年度調定済で未回収分を控除することとする。

- ・ 他会計に対する繰出金として決算統計上処理されている法非適用の公営企業に対する貸付金についても計上
→ 普通会計では額を把握できないため、受け手側の会計で借入金として整理している額を計上
- ・ 他会計からの繰入金として決算統計上整理されている上記貸付金の元金償還金についても計上
→ 普通会計では額を把握できないため、出し手側の会計で元金償還金として整理している額を計上

決算統計の貸付金残高から現年・過年度調定済で未回収分を控除することとする。

(3) 基金

①特定目的基金 → N年度末現在高
【決算統計29表06行(3)列を転記する。】

②土地開発基金 → N年度末現在高
【決算統計29表06行(5)列を転記する。】

③定額運用基金 → N年度末現在高
【決算統計29表06行(6)列を転記する。】

基金計 → ①+②+③

(4)退職手当組合積立金 → 退職手当組合が保有するN年度末の資産について、加入団体ごとの持分相当額を計算しうる場合には、その額を計上する。

持分相当額が計算できない場合は、加入団体の職員の給料総額に占める当該団体の職員の給料総額の割合により資産を按分した額を計上する。

投資等合計 → (1) + (2) + (3) + (4) (B)

3. 流動資産

(1) 現金・預金

- ①財政調整基金 → N年度末現在高
【決算統計29表06行(1)列を転記する。】
- ②減債基金 → N年度末現在高
【決算統計29表06行(2)列を転記する。】
- ③歳計現金 → N年度の歳入歳出差引額＝形式収支
【決算統計02表01行(3)列(△の場合は0とする。)を転記する。】

現金・預金計 → ①+②+③

(2) 未収金

- ①地方税 → N年度歳入歳出決算書の地方税の収入未済額を転記する。
- ②その他 → N年度歳入歳出決算書の地方税を除く収入未済額の合計額とする。

未収金計 → ①+②

流動資産合計 → (1) + (2) (C)

資産合計 → (A) + (B) + (C)

[負債の部]

1. 固定負債

- (1) 地方債 → N年度末地方債現在高－(N+1)年度地方債償還予定額(元金)
【決算統計33表38行(9)列－36表01行(8)列とする。】

(2) 債務負担行為

①物件の購入等 → PFI等の手法により整備した有形固定資産で、物件の引渡しを受けたものについて、翌年度以降の支出予定額を計上する。

②債務保証又は損失補償 → 履行すべき額が確定したものについて、翌年度以降の支出予定額を計上する。
【決算統計37表17行(2)列+37表20行(2)列とする。】

債務負担行為計 → ①+②

(3)退職給与引当金 → N年度末に全職員(N年度末退職者を除く)が普通退職した場合の退職手当総額

算定に当たっては、一人ごとの積み上げ方式が望ましいが、作業量・作業時間等が膨大に及ぶ場合は、推計値でも差し支えない。

推計方法の例としては、(年度末の全職員-年度末退職者)×平均給料月額×平均勤務年数による普通退職の支給率)のような方法が考えられる。

また、他の推計方法として、(勤続年数別職員数×各平均給与月額×各勤続年数による普通退職の支給率)も考えられる。

固定負債合計 → (1) + (2) + (3) (D)

2. 流動負債

(1) 翌年度償還予定額 → (N+1)年度地方債償還予定額(元金)
【決算統計36表01行(8)列を転記する。】

(2) 翌年度繰上充用金 → 翌年度歳入繰上充用金
【決算統計13表40行(1)列(△の場合のみ計上)を転記する。】

流動負債合計 → (1) + (2) (E)

負債合計 → (D) + (E) (F)

[正味資産の部]

1. 国庫支出金 → 以下の合計額を計上する。

① 昭和44年度からN年度までの普通建設事業費に充てられた国庫支出金の累計額。

ただし、用地取得費に充てられた国庫支出金以外は償却を行う。

【「●国庫・都道府県支出金算出表」から国庫支出金の合計額を転記する。】

② 普通建設事業費以外に充てられた資産形成に資する国庫支出金の累計額。

2. 都道府県支出金 → 以下の合計額を計上する。

① 昭和44年度からN年度までの普通建設事業に充てられた都道府県支出金の累計額。

ただし、用地取得費に充てられた都道府県支出金以外は償却を行う。

【「●国庫・都道府県支出金算出表」から都道府県支出金の合計額を転記する。】

② 普通建設事業費以外に充てられた資産形成に資する都道府県支出金の累計額。

3. 一般財源等 → 資産合計－負債合計－（国庫支出金＋都道府県支出金）

※行政コスト計算書の期末一般財源等と一致する。

正味資産合計 → 1 + 2 + 3 (G)

負債・正味資産合計 → (F) + (G)

〈欄外注記〉

※債務負担行為に関する情報

- ①物件の購入等に係るもの → 翌年度以降の支出予定額を転記する。
【決算統計37表01行(2)列】
(本表に計上したものを除く。)
- ②債務保証又は損失補償に係るもの → 債務負担行為限度額を転記する。
【決算統計37表15行(1)列】
(本表に計上したものを除く。)
- ③利子補給等に係るもの → 翌年度以降の支出予定額を転記する。
【決算統計37表23行(2)列】

II. 計算補助表の作成要領

バランスシートの「[資産の部] 1. 有形固定資産」、 「[正味資産の部] 1. 国庫支出金、 2. 都道府県支出金」及び附属書類の作成のために、以下の計算補助表を作成する。

●有形固定資産集計表（各年度ごとに、以下により作成する。）

- ①. 普通建設事業費〔補助事業・単独事業〕
決算統計「投資的経費の状況」の「その1 普通建設事業費の状況」から、様式に沿って補助事業、単独事業別に金額を転記する。
- ②. 普通建設事業費〔合計〕
「①. 普通建設事業費〔補助事業・単独事業〕」から、区分ごとに補助事業及び単独事業の合計額を算出し転記する。
- ③. 普通建設事業費中用地取得費〔合計〕
決算統計「投資的経費の状況」の「その2 用地取得費の状況」から、様式に沿って金額を転記する。
- ④. 普通建設事業費中用地取得費〔再計〕
用地取得費の決算額については、区分が「普通建設事業費の状況」と合致しないため、区分が一致しているものについては、「③. 普通建設事業費中用地取得費〔合計〕」からそのまま転記する。

費目区分が一致しないその他の用地取得費については、普通建設事業費の決算額（②. 普通建設事業費〔合計〕のa欄とする。）に応じて按分することとし、以下により、費目内訳ごとの用地取得費を算出する。

$$\text{その他の用地取得費} \times \frac{\text{当該費目の普通建設事業費決算額}}{\text{費目区分が一致しない普通建設事業費決算額総額}}$$

なお、決算額の財源内訳の国庫・都道府県支出金についても、同様の方法で算出する。

⑤. 用地取得費控除後の有形固定資産等

「②. 普通建設事業費〔合計〕」から「④. 普通建設事業費中用地取得費〔再計〕」を控除し、減価償却対象有形固定資産並びに償却対象の国庫支出金及び都道府県支出金を算出する。

●減価償却計算表

（取得年度から償却を行うものとし、費目内訳ごとの減価償却累計額を以下により算出する。）

- ・償却年数 → N年度を1年目とし、昭和44年度までとする。
- ・減価償却対象有形固定資産 → 「●有形固定資産集計表、⑤. 用地取得費控除後の有形固定資産等」から年度別・費目内訳ごとに減価償却対象有形固定資産の額を転記する。
- ・一年当たり償却額 → 各年度別に「減価償却対象有形固定資産÷耐用年数（別紙）」で算出する。
- ・減価償却累計額 → 各年度ごとに「償却年数A×一年当たり償却額B」で算出した額（ただし、「償却年数≥耐用年数」となった場合、「A×B」は、減価償却対象有形固定資産の額と同額となる。）を合計する。

●国庫・都道府県支出金償却計算表

（取得年度から償却を行うものとし、費目内訳ごとの償却累計額を以下により算出する。）

- ・償却年数 → N年度を1年目とし、昭和44年度までとする。

- ・償却対象支出金 → 「●有形固定資産集計表、⑤. 用地取得費控除後の有形固定資産等」から年度別・費目内訳ごとに各償却対象支出金の額を転記する。
- ・一年あたり償却額 → 各年度別に「償却対象支出金÷耐用年数（別紙）」で算出する。
- ・償却累計額 → 各年度ごとに「償却年数A×一年あたり償却額B」で算出した額（ただし、「償却年数≥耐用年数」となった場合、「A×B」は、償却対象支出金の額と同額となる。）を合計する。

●国庫・都道府県支出金算出表

- ・償却対象分（償却後） → 「●国庫・都道府県支出金償却計算表」に基づき、各費目内訳ごとに各償却対象支出金の累計額から償却累計額を控除した額を転記する。
- ・償却対象外 → 「●有形固定資産集計表、④. 普通建設事業費中用地取得費〔再計〕」から用地取得費の各支出金を各費目内訳ごとに転記する。
- ・各支出金合計 → 「償却対象分（償却後）」＋「償却対象外」

●補助金・負担金等集計表（各年度、以下により作成する。）

決算統計「投資的経費の状況」の「その1 普通建設事業費の状況」から、補助事業費及び単独事業費については費目ごとの補助金の額を、県営事業負担金及び国直轄事業負担金等については費目ごとの決算額を、それぞれ様式に沿って各年度ごとに転記する。

●補助金・負担金等計算表

「●補助金・負担金等集計表」の費目別・事業別の昭和44年度からの累計額とする。

(別紙)

有形固定資産耐用年数表

区 分	耐用年数	区 分	耐用年数
1 総 務 費		7 土 木 費	
(1) 庁 舎 等	50	(1) 道 路	15
(2) そ の 他	25※	(2) 橋 り よ う	60
2 民 生 費		(3) 河 川	50
(1) 保 育 所	30	(4) 砂 防	50
(2) そ の 他	25※	(5) 海 岸 保 全	50
3 衛 生 費	25	(6) 港 湾	50
4 労 働 費	25※	(7) 都 市 計 画	
5 農 林 水 産 業 費		ア 街 路	15
(1) 造 林	25※	イ 都 市 下 水 路	20
(2) 林 道	15	ウ 区 画 整 理	40
(3) 治 山	30	エ 公 園	40
(4) 砂 防	50	オ そ の 他	25※
(5) 漁 港	50	(8) 住 宅	40
(6) 農 業 農 村 整 備	20	(9) 空 港	25※
(7) 海 岸 保 全	50	(10) そ の 他	25※
(8) そ の 他	25※	8 消 防 費	
6 商 工 費	25※	(1) 庁 舎	50
		(2) そ の 他	10
		9 教 育 費	50
		10 そ の 他	25※

※は別途調査に基づく平均的な
有形固定資産の耐用年数

Ⅲ. 附属書類の作成要領

○有形固定資産明細表

- ・ 取得価額
「●有形固定資産集計表、②. 普通建設事業費〔合計〕」中、「普通建設事業費」、
「Aのうちその団体で行うもの」の費目内訳ごとの昭和44年度からの累計額とする。
- ・ 減価償却累計額
「●減価償却計算表」中、費目内訳ごとの減価償却累計額を転記する。
- ・ 残存価額 → 取得価額－減価償却累計額

○土地明細表

「●有形固定資産集計表、③. 普通建設事業費中用地取得費〔合計〕」中、「用地取得費」、「決算額B」を「道路橋りょう」、「街路」、「公営住宅」、「小学校」、「中学校」及び「その他」に区分し、区分ごとの昭和44年度からの累計額とする。

○普通建設事業費に係る補助金・負担金等の状況

- ・ 昭和44年度以降累計額 → 「●補助金・負担金等計算表」の費目ごとの合計額を転記する。
- ・ 直近5カ年の実績 → 「●補助金・負担金等集計表」の直近の5年間の費目ごとの合計額を転記する。

○主な施設の状況

住民に身近な有形固定資産（小学校や市民会館等の施設）を抽出して表示することとする。

なお、取得価額については、用地取得費を含めないものとする。

IV. 様 式

バ ラ ン ス シ ー ト

(平成N+1年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
<p>[資産の部]</p> <p>1. 有形固定資産</p> <p>(1)総務費 _____</p> <p>(2)民生費 _____</p> <p>(3)衛生費 _____</p> <p>(4)労働費 _____</p> <p>(5)農林水産業費 _____</p> <p>(6)商工費 _____</p> <p>(7)土木費 _____</p> <p>(8)消防費 _____</p> <p>(9)教育費 _____</p> <p>(10)その他 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">計 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">(うち土地 _____)</p> <p>有形固定資産合計 _____</p> <p>2. 投資等</p> <p>(1)投資及び出資金 _____</p> <p>(2)貸付金 _____</p> <p>(3)基金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">① 特定目的基金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">② 土地開発基金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 定額運用基金 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">基金計 _____</p> <p>(4)退職手当組合積立金 _____</p> <p>投資等合計 _____</p> <p>3. 流動資産</p> <p>(1)現金・預金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">① 財政調整基金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">② 減債基金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 歳計現金 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">現金・預金計 _____</p> <p>(2)未収金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">① 地方税 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">② その他 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">未収金計 _____</p> <p>流動資産合計 _____</p> <p>資産合計 _____</p>	<p>[負債の部]</p> <p>1. 固定負債</p> <p>(1)地方債 _____</p> <p>(2)債務負担行為</p> <p style="padding-left: 20px;">① 物件の購入等 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">② 債務保証又は損失補償 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">債務負担行為計 _____</p> <p>(3)退職給与引当金 _____</p> <p>(4)その他 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">固定負債合計 _____</p> <p>2. 流動負債</p> <p>(1)翌年度償還予定額 _____</p> <p>(2)翌年度繰上充用金 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">流動負債合計 _____</p> <p>負債合計 _____</p> <p>[正味資産の部]</p> <p>1. 国庫支出金 _____</p> <p>2. 都道府県支出金 _____</p> <p>3. 一般財源等 _____</p> <p style="padding-left: 20px;">正味資産合計 _____</p> <p>負債・正味資産合計 _____</p>

※債務負担行為に関する情報

- ① 物件の購入等に係るもの _____ 千円(本表に計上したものを除く)
- ② 債務保証又は損失補償に係るもの _____ 千円(本表に計上したものを除く)
- ③ 利子補給等に係るもの _____ 千円

○有形固定資産明細表

(単位:千円)

	取得価額 A	減価償却累計額 B	残存価額 A-B
総務費			
庁舎等			
その他			
民生費			
保育所			
その他			
衛生費			
清掃費			
ごみ処理			
し尿処理			
その他			
環境衛生費			
その他			
労働費			
農林水産業費			
造林			
林道			
治山			
砂防			
漁港			
農業農村整備			
海岸保全			
その他			
商工費			
国立公園等			
観光			
その他			
土木費			
道路			
橋りょう			
河川			
砂防			
海岸保全			
港湾			
都市計画			
街路			
都市下水路			
区画整理			
公園			
その他			
住宅			
空港			
その他			
消防費			
庁舎			
その他			
教育費			
小学校			
中学校			
高等学校			
幼稚園			
特殊学級			
大 学			
各種学校			
社会教育			
その他			
その他			
合計			

○土地明細表

(単位:千円)

	取得価額
道路橋りょう	
街 路	
公 営 住 宅	
小 学 校	
中 学 校	
そ の 他	
合 計	

○普通建設事業費に係る補助金・負担金等の状況

(単位:千円)

	昭和44年度 以降累計額	直近5カ年の実績				
		平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度
総務費						
民生費						
衛生費						
労働費						
農林水産業費						
商工費						
土木費						
消防費						
教育費						
その他						
合計						

(注) 国直轄事業負担金、県営事業負担金、同級他団体等に対する普通建設事業費に係る補助金等を取りまとめたものである。

○主な施設の状況

(単位:千円)

名 称 等	取得年度	取得価額	減価償却累計額	残存価額
(例)				
庁 舎				
保 育 所				
老 人 ホ ー ム				
ごみ処理施設				
し尿処理施設				
総 合 公 園				
公 営 住 宅				
小 学 校				
中 学 校				
高 等 学 校				
図 書 館				
博 物 館				
体 育 館				
市 民 会 館				

●有形固定資産集計表(平成・昭和〇〇年度)

①. 普通建設事業費〔補助事業・単独事業〕 (注) 補助・単独毎に別様で作成すること。 (単位:千円)

		普通建設事業費〔補助事業 21表 単独事業 22表 (昭和46年度以前 補助20表 単独21表)〕			
		決 算 額 A 補助・単独 1列	Aのうちその団体で行うもの 補助3列・単独2列 (昭和49年度以前補助2列)	A の 財 源 内 訳	
				国庫支出金 5列 (昭和49年度以前補助4列)	都道府県支出金 補助6列・ 単独4列(昭和49年度以前補助5列)
総 務 費	02行				
	庁 舎 等	03行			
	そ の 他				
民 生 費	04行				
	保 育 所	05行			
	そ の 他				
衛 生 費	清 掃 費	07行			
	ごみ処理	08行			
	し尿処理	09行			
	そ の 他				
	環 境 衛 生 費	10行			
	そ の 他	11行			
労 働 費	12行				
農 林 水 産 業 費	造 林	14行			
	林 道	15行			
	治 山	16行			
	砂 防	17行			
	漁 港	18行			
	農 業 農 村 整 備	19行			
	海 岸 保 全	20行			
	そ の 他	21行			
商 工 費	22行				
	国 立 公 園 等	23行			
	観 光	24行			
	そ の 他				
土 木 費	道 路	26行			
	橋 り よ う	27行			
	河 川	28行			
	砂 防	29行			
	海 岸 保 全	30行			
	港 湾	31行			
	都 市 計 画	32行			
	街 路	33行			
	都 市 下 水 路	34行			
	区 画 整 理	35行			
	公 園	36行			
	そ の 他				
	住 宅	37行			
空 港	38行				
そ の 他	39行				
消 防 費	40行				
	庁 舎	41行			
	そ の 他				
教 育 費	小 学 校	43行			
	中 学 校	44行			
	高 等 学 校	45行			
	幼 稚 園	46行			
	特 殊 学 校	47行			
	大 学	48行			
	各 種 学 校	49行			
	社 会 教 育	50行			
そ の 他	51行				
そ の 他	52行				
合 計	01行				

●有形固定資産集計表(平成・昭和〇〇年度)

②. 普通建設事業費〔合計〕(補助事業+単独事業)

(単位:千円)

		普通建設事業費			
		決算額 A	Aのうち その団体で行うもの a	Aの財源内訳	
				国庫支出金 b	都道府県支出金 c
総務費	庁舎等				
	その他				
民生費	保育所				
	その他				
衛生費	清掃費				
	ごみ処理				
	し尿処理				
	その他				
	環境衛生費				
労働費					
農林水産業費	造林				
	林道				
	治山				
	砂防				
	漁港				
	農業農村整備				
	海岸保全				
その他					
商工費	国立公園等				
	観光				
	その他				
土木費	道路				
	橋りょう				
	河川				
	砂防				
	海岸保全				
	港湾				
	都市計画				
	街路				
	都市下水路				
	区画整理				
	公園				
その他					
住宅空港その他	住宅				
	空港				
	その他				
消防費	庁舎				
	その他				
教育費	小学校				
	中学校				
	高等学校				
	幼稚園				
	特殊学級				
	大学				
	各種学校				
	社会教育				
その他					
合計					

●有形固定資産集計表(平成〇〇年度)

③. 普通建設事業費中用地取得費[合計](平成2年度以降)

(単位:千円)

		用地取得費 73表		
		決 算 額 B 1列	B の 財 源 内 訳	
			国 庫 支 出 金 2列	都 道 府 県 支 出 金 3列
総 務 関 係	01行			
	庁 舎 02行			
	そ の 他			
民 生 関 係	03行			
衛 生	清 掃 施 設 07行			
	そ の 他 08行			
農 林 水 産 業 関 係	09行			
	漁 港 12行			
	そ の 他			
土 木 関 係	道 路 橋 り よ う 14行			
	河 川 15行			
	港 灣 16行			
	都 市 計 画 17行			
	街 路 18行			
	都 市 下 水 路 19行			
	区 画 整 理 20行			
	公 園 21行			
	そ の 他			
	公 営 住 宅 22行			
空 港	23行			
	そ の 他 24行			
教 育 関 係	小 学 校 26行			
	中 学 校 27行			
	高 等 学 校 28行			
	大 学 29行			
	社 会 教 育 施 設 30行			
	社 会 体 育 施 設 31行			
そ の 他 32行				
そ の 他	33行			
合 計	34行			

●有形固定資産集計表(平成・昭和〇〇年度)

③. 普通建設事業費中用地取得費[合計](平成元年度～昭和58年度) (単位:千円)

		用地取得費 24表		
		決 算 額 B 1列	B の 財 源 内 訳	
			国 庫 支 出 金 2列	都道府県支出金 3列
民 生 関 係	01行			
	保 育 所 02行			
	そ の 他			
清 掃 施 設	05行			
農林水産関係	06行			
	漁 港 09行			
	そ の 他			
土 木 関 係	道 路 橋 り よ う 11行			
	港 湾 12行			
	都 市 計 画 15行			
	街 路 13行			
	公 園 14行			
	公 営 住 宅 16行			
	そ の 他 17行			
教 育 関 係	小 学 校 19行			
	中 学 校 20行			
	高 等 学 校 21行			
	幼 稚 園 22行			
	社 会 教 育 施 設 23行			
	社 会 体 育 施 設 24行			
そ の 他 25行				
そ の 他	26行			
合 計	27行			

●有形固定資産集計表(昭和〇〇年度)

③. 普通建設事業費中用地取得費[合計](昭和57年度～昭和49年度) (単位:千円)

	用地取得費 24表		
	決 算 額 B 1列	B の 財 源 内 訳	
		国 庫 支 出 金 2列	都道府県支出金 3列
保 育 所 04行			
清 掃 施 設 09行			
道 路 橋 り よ う 05行			
街 路 06行			
公 営 住 宅 07行			
小 学 校 01行			
中 学 校 02行			
幼 稚 園 03行			
社 会 教 育 施 設 10行			
そ の 他			
合 計 12行			

●有形固定資産集計表(昭和〇〇年度)

③. 普通建設事業費中用地取得費[合計](昭和48年度～昭和44年度) (単位:千円)

	用地取得費 24表 (昭和46年度～昭和44年度 23表)		
	決 算 額 B 1列	B の 財 源 内 訳	
		国 庫 支 出 金 2列	都道府県支出金 3列
保 育 所 04行			
道 路 橋 り よ う 05行			
街 路 06行			
公 営 住 宅 07行			
小 学 校 01行			
中 学 校 02行			
幼 稚 園 03行			
そ の 他 08行			
合 計 09行			

●有形固定資産集計表(平成・昭和〇〇年度)

④. 普通建設事業費中用地取得費〔再計〕

(単位:千円)

		用地取得費		
		決 算 額 B d	B の 財 源 内 訳	
			国 庫 支 出 金 e	都 道 府 県 支 出 金 f
総 務 費	庁 舎 等			
	そ の 他			
民 生 費	保 育 所			
	そ の 他			
衛 生 費	清 掃 費			
	ごみ処理			
	し尿処理			
	そ の 他			
	環 境 衛 生 費			
	そ の 他			
労 働 費				
農 林 水 産 業 費	造 林			
	林 道			
	治 山			
	砂 防			
	漁 港			
	農 業 農 村 整 備			
	海 岸 保 全			
そ の 他				
商 工 費				
	国 立 公 園 等			
	観 光			
	そ の 他			
土 木 費	道 路			
	橋 り よ う			
	河 川			
	砂 防			
	海 岸 保 全			
	港 湾			
	都 市 計 画			
	街 路			
	都 市 下 水 路			
	区 画 整 理			
	公 園			
	そ の 他			
	住 宅			
空 港				
そ の 他				
消 防 費				
	庁 舎			
	そ の 他			
教 育 費	小 学 校			
	中 学 校			
	高 等 学 校			
	幼 稚 園			
	特 殊 学 級			
	大 学			
	各 種 学 校			
	社 会 教 育			
そ の 他				
そ の 他				
合 計				

●有形固定資産集計表(平成・昭和〇〇年度)

⑤. 用地取得費控除後の有形固定資産等

(単位:千円)

		減価償却対象 有形固定資産 a-d	償却対象 国庫支出金 b-e	償却対象 都道府県支出金 c-f	
総務費	庁舎等				
	その他				
民生費	保育所				
	その他				
衛生費	清掃費				
	ごみ処理				
	し尿処理				
	その他				
	環境衛生費				
	その他				
労働費					
農林水産業費	造林				
	林道				
	治山				
	砂防				
	漁港				
	農業農村整備				
	海岸保全				
	その他				
商工費					
	国立公園等				
	観光				
	その他				
土木費	道路				
	橋りょう				
	河川				
	砂防				
	海岸保全				
	港湾				
	都市計画				
		街路			
		都市下水路			
		区画整理			
		公園			
		その他			
		住宅			
	空港				
	その他				
消防費					
	庁舎				
	その他				
教育費	小学校				
	中学校				
	高等学校				
	幼稚園				
	特殊学級				
	大学				
	各種学校				
	社会教育				
	その他				
その他					
合計					

●国庫・都道府県支出金算出表

(単位:千円)

	償却対象分(償却後)		償却対象外		合 計	
	国庫支出金 A	都道府県支出金 B	国庫支出金 C	都道府県支出金 D	国庫支出金 A+C	都道府県支出金 B+D
総務費						
庁舎等						
その他						
民生費						
保育所						
その他						
衛生費						
清掃費						
ごみ処理						
し尿処理						
その他						
環境衛生費						
その他						
労働費						
農林水産業費						
造林						
林道						
治山						
砂防						
漁港						
農業農村整備						
海岸保全						
その他						
商工費						
国立公園等						
観光						
その他						
土木費						
道路						
橋りょう						
河川						
砂防						
海岸保全						
港湾						
都市計画						
街路						
都市下水路						
区画整理						
公園						
その他						
住宅						
空港						
その他						
消防費						
庁舎						
その他						
教育費						
小学校						
中学校						
高等学校						
幼稚園						
特殊学級						
大学						
各種学校						
社会教育						
その他						
その他						
合計						

●補助金・負担金等集計表(平成・昭和〇〇年度)

(単位:千円)

	補助事業 21表 (昭和46年度以前20表) (4列)(昭和49年度以前3列)	単独事業 22表 (昭和46年度以前21表) (3列)	県営事業 23表 (昭和46年度以前22表) (1列)	国直轄事業等 23表 (昭和46年度以前22表) (1列)	合 計
総 務 費	02行	02行	02行	25行	
民 生 費	04行	04行	03行	26行	
衛 生 費	06行	06行	04行	27行	
労 働 費	12行	12行	05行	28行	
農林水産業費	13行	13行	06行	29行	
商 工 費	22行	22行	08行	31行	
土 木 費	25行	25行	09行	32行	
消 防 費	40行	40行	20行	43行	
教 育 費	42行	42行	21行	44行	
そ の 他	52行	52行	23行	46行	
合 計	/	/	/	/	

●補助金・負担金等計算表

(単位:千円)

	昭和44年度以降累計額				合 計
	補助事業	単独事業	県営事業	直轄事業等	
総 務 費					
民 生 費					
衛 生 費					
労 働 費					
農林水産業費					
商 工 費					
土 木 費					
消 防 費					
教 育 費					
そ の 他					
合 計					